

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書

收受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
_____ 税務署長殿		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
下記のとおり、電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提供を行いたいので、消費税法施行令第18条第7項の規定により届出します。			
輸 出 物 品 販 売 場 の 所 在 地	(〒 -) (電話番号 - -)		
輸 出 物 品 販 売 場 の 名 称			
※ 自動販売機型輸出物品販売場の場合には、以下の項目を記載してください。			
指定自動販売機識別情報	指定自動販売機 の 指 定 番 号	自 動 販 売 機 管 理 番 号	
許 可 等 の 区 分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 自動販売機型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 臨時販売場を設置しようとする事業者（一般型・手続委託型） <input type="checkbox"/> 臨時販売場を設置しようとする事業者（自動販売機型）		
輸 出 物 品 販 売 場 (臨時販売場を設置しようとする事業者) の 許 可 等 を 受 け た 年 月 日	平成 年 月 日 令和 ※ 届出日時点で許可等を受けていない場合は記載不要です。		
購 入 記 録 情 報 提 供 を 行 う 場 合 の 提 供 方 法	届出者が自ら 購入記録情報の 提供を行う場合	電子証明書の 発行の要否	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	承認送信事業者が 購入記録情報の 提供を行う場合	(フリガナ) 電 子 メ ー ル ア ド レ ス (80文字以内)	※ 電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。
	承認送信事業者の 識別符号		
	承認送信事業者 の氏名又は名称		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名			
(電話番号 - -)			

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
					年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の記載要領等

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書は、輸出物品販売場を経営する事業者が、購入記録情報を国税庁長官へ提供するために、購入記録情報の提供の方法等をあらかじめ届け出るものです（令18⑦、規則6の2①）。

この届出書を提出した事業者に対して、税務署長から、輸出物品販売場ごと又は臨時販売場（一般型輸出物品販売場若しくは手続委託型臨時販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者に識別符号が通知されます（規則6の2②）。

なお、この届出書は、輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

（注）1 識別符号の通知には、一定の期間を要しますので、余裕を持って届出書を提出してください。

2 複数の輸出物品販売場を経営する事業者においては、輸出物品販売場ごとにこの届出書を提出する必要があります。

3 提出した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書（第20-（4）号様式）」の記載内容について変更があった場合には、遅滞なく「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書（第20-（5）号様式）」を提出する必要があります（規則6の2③）。

【記載要領】

(1) 「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の所在地及び名称を記載します。この届出書が、臨時販売場を設置しようとする事業者に係るものである場合には記載不要です。

また、この届出書に係る輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場である場合には、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号も併せて記載します。

（注）1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(2) 「許可等の区分」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場等の区分をチェックします。

(3) 「輸出物品販売場（臨時販売場を設置しようとする事業者）の許可等を受けた年月日」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場を設置しようとする事業者の許可等を受けた年月日を記載します。

(4) 「購入記録情報の提供方法」欄は、輸出物品販売場ごと又は臨時販売場を設置しようとする事業者の購入記録情報の提供方法に応じ、それぞれ次により記載します。

イ 「届出者が自ら購入記録情報の提供を行う場合」欄

(i) 「電子証明書の発行の要否」欄

電子証明書の発行の要否を選択します。

複数の輸出物品販売場を経営する事業者であって、既に電子証明書を取得している場合には、同一の電子証明書を使用して購入記録情報の提供を行うことも可能です。

なお、その場合は電子証明書の発行要否を「否」と記載します。

（注） 購入記録情報の提供方法について設置する臨時販売場ごとに異なる方法を採用する可能性があるときは、臨時販売場に係る免税販売について自ら購入記録情報を提供し、かつ、電子証明書が必要であるものとして、届出書の提出を行って差し支えありません。

(ii) 「電子メールアドレス」欄

電子証明書の発行が必要な場合には、電子メールアドレス（80文字以内）を記載します。

なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字であること
- ・ユーザー名が「.（ピリオド）」又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

ロ 「承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合」欄

(i) 「承認送信事業者の識別符号」欄

購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約を締結した承認送信事業者の識別符号を記載します。

(ii) 「承認送信事業者の氏名又は名称」欄

購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約を締結した承認送信事業者の氏名又は名称を記載します。

《購入記録情報の提供方法について》

購入記録情報の提供方法は、輸出物品販売場を経営する事業者が自ら提供するほか、承認送信事業者と契約締結の上、一定の要件の下で、自らが行うことなく承認送信事業者が提供することもできます。また、複数の輸出物品販売場を経営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報を提供するほか、本社等からその事業者が経営する販売場の購入記録情報を一括して提供することもできます。

《識別符号について》

「識別符号」とは、この届出書を提出した輸出物品販売場ごと又は臨時販売場を設置しようとする事業者に税務署長から通知される番号のことをいいます。通知された識別符号は、輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者が免税販売の際、国税庁長官へ提供する購入記録情報の項目の一つとなりますので、適切な管理をお願いします。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者が購入記録情報の提供をする際、国税庁ではその送信機器に専用の電子証明書（クライアント証明書）がインストールされているか否かの認証を行います。この認証ができない場合には、購入記録情報を送信することができません。

このため、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合には、事前に専用の電子証明書（クライアント証明書）の交付を受け、サーバ等の送信機器にインストールしていただく必要があります。